

管轄区域内の水防を充分に果すべき責任を有するとあり、水害予防組合の設置されていない区域では水防に関する事務を共同処理する市町村組合が責任をもち、この市町村組合も設置されていない区域では市町村がその区域内の水防を充分に果さなければならないということになっています。

次に居住者等の義務は水防管理者、水防団長又は消防機関の長より要請があつた場合は直ちに協力し水防に従事しなければならないときめられています。又、水防法には水法員が公務によつて死亡したり負傷したり、或は病氣にかかつたりした場合の補償についてもきめてあります。即ちその水防団員の属する水防管理団体、水害予防組合、市町村組合或は市町村が、団員や、遺族、被扶養者に補償しなければならないことになつています。

### 消防団と水防の関係

それから、昨年或る消防団員の方から消防団がなぜ水防時に出動せねばならぬか、水防団の説明をとの投書がありお答え申しましたが、こゝでもう一度説明致しますと、水防法が設けられるまでは「消防組織法」の中に消防機関が水防の任務をもつようになりますが、「消防法」では水防活動についても規定していなかったのです。その後水防法の制定により、「消防組織法」における消防機関の水防

の任務はそのままではあります。が、「消防法」の水防活動に関する規定は削られました。

水防法制定の際に消防機関と別個に水防組織を作ることについては、最も論議の集中した点でした。然しながら、消防活動と水防活動の本質的な差異、過去の沿革、或は消防は機械化の一途をたどり人

員の減少が予測されるのに対し、水防においては、このような変化は早急に予測し得ないという事情もあるので消防機関とは別個に水防団の設置が認められることがあります。こんなわけで、水防団を設けて、もよいように定められているのです。

「消防組織法」においては、市町村は消防機関を設置しなければならない義務を負うており、水防団を設けていない場合は水防も消防機関の任務として残されているのです。

しかし、消防機関だけでは水防が十分行われない場合には水防団を設置することが妥当であり、反対に消防機関が水防の責務を十分果せる場合にまでも水防団を設置することは機構の重複をきたしかねて水防の効率を低めることとなるので当を得た措置ではないでしよう。郷土は私達の力で災害から護りぬかねばなりません。雨期を目前にひかる県の水防本部も万全をつくし国土保全に、そして民衆完璧の為力を尽していますので、県民の皆さんの御協力をお願いします。

県本部  
熊本警察

## 六月は災害装備の整備月間

### 今年の梅雨は?

県下における気象灾害は、梅雨期の水害と台風期の潮害を含む風水害がその大部分で今年の異常気象を長期にわたつたのです。「消防組織法」においては、市町村は消防機関を設置しなければならない義務を負うおり、水防団を設けていない場合は水防も消防機関の任務として残されています。

しかし、消防機関だけでは水防が十分行われない場合には水防団を設置することが妥当であり、反対に消防機関が水防の責務を十分果せる場合にまでも水防団を設置することは機構の重複をきたしかねて水防の効率を低めることとなるので当を得た措置ではないでしよう。郷土は私達の力で災害から護りぬかねばなりません。雨期を目前にひかる県の水防本部も万全をつくし国土保全に、そして民衆完璧の為力を尽していますので、県民の皆さんの御協力をお願いします。

昨年より少いが、平年よりやや多く、未だ専門家であつても難かしい事ですが、関係方面の統計や資料から割出して見ると、かつ具体的に適確に判断することは、市町村は消防機関を設置しなければならない義務を負うおり、水防団を設けていない場合は水防も消防機関の任務として残されています。

そこで、県警察本部では、五月二日県下署長会議、五月八日県下各署担当係（課）長会議を開催して、本年度の災害警備態勢の整備に関して所要の指示を与えるとともに、六月をその整備月間と定めて強力に推進することにしております。

### 情報通信網を確立

県下全域の駐在所、派出所まで通ずる専用有線電話と、主要警察（北、南、川尻、玉名、荒尾、山鹿、宮地、小国、高森、御船、八代、人吉、本渡）十三カ所に常設の固定・移動の無線機のほか、非常災害発生のおそれある重要地域に対しても、近く無線機を配置し、更に災害発生した場合は有線・無線機を増置しました。

森林、御船、八代、人吉、本渡）十三カ所に常設の固定・移動の無線機のほか、非常災害発生のおそれある重要地域に対しても、近く無線機を配置し、更に災害発生した場合は有線・無線機を増置しました。これらを転用して県下の通信網を形成して有機的に運用することにしております。

なおそのほか、アマチュア無線の協力も願つて大いに日頃の腕前を發揮してたゞく計画もたてています。

そうして、これらは、災害発生前には定点の降雨量、河川の増水状況（水位）危険地域地点等の情報連絡にあたり、災害発生後は以上のほか、被害、避難、救助等の措置情報の通報連絡にあたらせることが可能としております。

### ★ 緊急灾害訓練練習場

### 装備資材も整備

県本部及び警察署で保有する救助用の装備資材の主なるものは

救命ボート(ジラルミン製) 3隻 (13名収容 2隻、20名収容 1隻)
ゴムボート 10隻 (10名収容 9隻、20名収容 1隻) 救命索発射用具 2組 (到達距離約200mのロープ発射)
救命胴衣 100組
投光器 13組

等でゴムボートと救命胴衣は重点的に警

- (1) 警察署自体による雨量の観測
- (2) 本部署員の待機
- (3) 救助訓練も実施
- (4) 溺水者の救助要領 (下の写真)
- (5) 携帯無線機の使用要領
- (6) 簡易筏の組立法並びに操法 (上の一写真)
- (7) 各種ボートの操法並びに救助要領
- (8) 救命索発射用具の使用要領
- (9) 漏水者の救助要領 (下の写真)
- (10) 携帯無線機の使用要領
- (11) 自衛隊との連携
- (12) 県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。
- (13) その他

県本部では、六月中旬頃川尻町・緑川河畔で本部機動隊による次のような特別訓練を実施する計画ですが、関係各署においてもそれぞれ管内の実情に応じて各種の訓練を行なう予定です。

1 各種ボートの操法並びに救助要領

2 救命索発射用具の使用要領

3 簡易筏の組立法並びに操法 (上の写真)

4 溺水者の救助要領 (下の写真)

5 携帯無線機の使用要領

6 自衛隊との連携

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

7 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

8 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

9 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

10 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

11 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

12 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

13 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

14 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

15 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

16 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

17 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

18 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

19 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

20 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

21 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

22 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

23 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

24 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

25 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

26 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

27 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

28 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

29 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

30 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

31 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

32 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

33 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

34 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

35 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

36 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

37 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

38 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

39 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

40 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

41 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

42 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

43 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。

44 その他

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐屯部隊に連絡するともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしています。